

知財コンサルティングセンター（PCIP）勉強会報告

開催日時 : 2024年09月12日（木）18:30~20:00

会議形式 : ZoomによるWeb会議

タイトル : 意匠制度の概要・意匠権の様々な使い方

講師 : 原川 宙 様 特許庁審査第一部意匠課 課長補佐（企画調査係長）

参加者 : 27名

概要 : 特許権、商標権、実用新案権と並ぶ産業財産権の一つである意匠権は、産業構造や企業のデザイン開発動向の変化に合わせて制度改正を繰り返しながら、1889年の施行から現在まで、135年にわたり我が国の企業活動を支えてきた。しかし、特許や商標と比較した場合、意匠に携わる専門家は少なく、技術開発や物品の機能性とも密接に関わる権利であるにもかかわらず、活用方法は十分に知られていないのが実状である。今回の勉強会では、その意匠制度の概要と、模倣品対策だけにとどまらない意匠権の様々な使い方について、現役の意匠審査官にご紹介いただいた。主な内容は、以下のとおり。

1. 知財業界での意匠の動向: 意匠は、産業財産権の一つである。保護対象は、物品・建築物・画像・内装のデザインであり、最長25年間権利が保持できる。また、B to B等の内部部品も保護対象となる。一方で、意匠を専門とする方は、まだ少ないのが現状である。

2. 意匠権の取得動向: 知財活用に注力している企業では、いわゆる知財ミックスにより特許・商標と組み合わせた形で多面的な保護を図っている。事例として、特許権で模倣品への権利行使が出来ない場合でも、意匠権で権利行使した紹介があった。

3. 意匠権の保護範囲: 日本で取得した意匠は、あくまでも日本での権利である。そのため、海外の意匠権を取得する場合は、各国ごとに出願が必要になる。

4. 意匠権の登録件数および侵害訴訟の状況: 日本での意匠権は、2023年には31,747件登録されている。近年では、国内出願以外に、WIPO経由でのハーグ出願の件数が増加傾向にある。国際出願では、衣服・身の回り品の件数が多い。また、侵害訴訟事例として、出願費用が安価だが、侵害認定されると損害賠償金額が高額となった事例の説明があった。

5. 意外な意匠登録の例: 意匠権としてどのようなものが登録されているか事例紹介があった。意外な事例の1つとして、電子部品のコネクタの説明あり。今後は、新保護領域の意匠である、画像意匠の出願が増加する可能性があるとのこと。

6. 意匠登録の主な要件: 新規性として公知意匠と同一・類似の意匠でないか、創作非容易性として、当業者の観点から容易に創作出来ないかを審査する。

7. 意匠出願の特長: 意匠でもコアな部分は、部分意匠として出願可能。権利行使する際に、税関で差し止めが容易で牽制効果があり、ブランド形成・保護に生かせる。出願時に、提出書類が少ない。サービス業でも、具体例として内装の意匠が登録されている。意匠も、特許と同様に新規性喪失の例外規定の適用申請が可能と説明。

8. 意匠制度の説明資料: 意匠制度初心者向けのガイドブックの紹介があった。次のURLに、パンフレットがアップロードされている。https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnano_ishoken.html

9. 主な質問内容: 意匠の審査が速い反面、登録公報の図面が出ることにより特許の審査に影響が出るかとの質問に対し、「秘密意匠を活用することにより、最長3年間非公開とすることが可能」との回答があった。

以上